

遺伝子組換え表示制度の表示文言についての意見

科学ジャーナリスト 松永和紀
2019年2月21日

検討するにあたっての3つの前提

原則1

食品表示制度でもっとも重要な観点は、食品を購入する消費者に必要な情報を提供し、誤認を与えないことである。食品表示基準では表示禁止事項として次のような条文がある。

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語

十三 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

遺伝子組換え表示制度では、「遺伝子組換えでない」という表示の文言が誤認を招いてきたと指摘されてきた経緯がある。表示の文言は、事業者の責任により創意工夫が認められてしかるべきだが、誤認を招かないことは極めて重要であり、消費者庁がQ&A等で考え方を明確にし、事例を豊富に示すべきである。

原則2

遺伝子組換えの表示制度は、安全性を識別するためのものでなく、消費者の自主的かつ合理的な選択に資する制度である。消費者全体の利益や事業者の実行可能性を検討し、コストや商品価格への転嫁がどの程度可能なのか、などの議論を踏まえ、制度や表示の文言を検討する必要がある。

原則3

義務表示、任意表示ともに、悪質な不正を取り締まるための実効性のある監視指導が可能な制度としなければならない。意図せざる混入はさまざまな段階で起こりうるものであり、ゼロは求められずまた、ゼロの証明もできない。そのことを踏まえ、表示文言も検討する必要がある。

以上を踏まえ、表示文言について具体的に提案する。

(1) 遺伝子組換えの「分別生産流通管理」を行っていない場合の表示

- 遺伝子組換え不分別以外の簡潔な表現は見当たらない
- 「遺伝子組換え不分別は実質的には遺伝子組換えだから、遺伝子組換えと表示すべき」という意見があるが、これは正確ではない。遺伝子組換え不分別は、必ずしも遺伝子組換え品種ばかり、ではない。農業者の品種選択はさまざまな事情により変化する。害虫や雑草被害の程度が激しくない地域では、少し種子代が安い非組換え品種を作付けし、でも分別流通はしない場合もある。気候や害虫の発生予測によっても品種の選択は変わる。また、どの品種を植えるかは、遺伝子組換えかどうかだけで決まるものでもない。輸入される作物の状況は、どの地域のどの生産者のどのような選択かで大きく変わるので、それに対応して、いちいち表示を変えパッケージを変えるのは現実には不可能であり、対応しようとすると莫大なコストがかかる。コストがかかることを全消費者が了解し負担するのであれば、現在は「不分別」と表示されるものについても遺伝子組換えがどの程度の割合で含まれるかを示すことは可能になるが、実際にはそのような状況にはない。したがって、表示では「分別していない」「不分別」という事実を正しく消費者に

伝えるべきである

- 「不分別」や「分別生産流通管理」という言葉がなにを意味しているか、輸入相手国の現状がどうなのか等を、さまざまな場で正しく消費者に伝え理解を求める努力を続けるべきである。厚労省、農水省等とも連携し、パンフレットやリスクコミュニケーションの場等の積極的な活用が求められる

(2) 分別生産流通管理をしているが、不検出は担保できず、しかし、5%以下は確保している、という場合の表示

- 任意表示であり、表示しなくてもよいこと、なぜそのような制度となっているか、その意味、これまでの議論の経緯を、消費者に正しく理解してもらう努力を続ける必要がある
- 消費者庁は誤認を招かないためのポイントを整理して Q&A 等で示すべき

ポイント 1 具体的な混入率を示す明確な表現を推奨

「遺伝子組換え品種混入率 5%以下」「遺伝子組換えでない大豆を分別して使用していますが、遺伝子組換えを 5%以下含みます」「分別生産流通管理を行っており、遺伝子組換えとうもろこしの混入は 0.9%以下です」など具体的な表現が望ましい。こうすれば、食品に関する事実が消費者に具体的に伝わり、遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書にある「分別生産流通管理を適切に実施してきた事業者の努力を消費者に伝える」表示ともなる。

その際には、その表示の内容が全ての製品ロットで常に担保される必要があり、満たしていないと、食品表示法の禁止事項や景品表示法の優良誤認表示に該当する懸念が出てくることを、Q&A で明確にすべきである。

消費者庁の「新たな遺伝子組換え表示制度に係る考え方（補足資料）」では、「遺伝子組換えでないものを分別」は不適正表示となっているが、5%以下、3%以下など「不検出ではない」ことを明確に示す表示文言が入っている場合には、使って良いと考える。

ポイント 2 具体的な混入率を示さない場合は、主観的な表現は排する

表示表現は事業者が自身の責任において決定するものであり、具体的な混入率は示さないという意向も尊重されるべきだが、誤認を招いてはならない。「ほぼ含まない」「ほとんど含まない」「できる限り混入を減らしている」などがパブリックコメント、消費者庁の「新たな遺伝子組換え表示制度に係る考え方（補足資料）」などで挙げられているが、どれも人によりイメージする量に違いがある。「ほぼ含まない」で、購入者は 0.1%をイメージしているが、実際に購入する食品には 5%入っている、というような事態も起こりうる。イメージと実態にずれがあると、現行制度と同様に、食品や制度に対する不信を招きかねない。

(3) 分別生産流通管理をしており、遺伝子組換え農産物が不検出の場合

- 任意表示であり、表示しなくてもよいこと、なぜそのような制度となっているか、その意味、これまでの議論の経緯を、消費者に正しく理解してもらう努力を続ける必要がある
- 現在、例として示されている「遺伝子組換えでない」は、正確な表現ではなく、また、ゼロを達成している、という誤認も招くのではないか。そのため、「遺伝子組換え不検出」「遺伝子組換え食品でない（不検出）」などの表現が望ましい

以上